

新規入場者の皆さんへ(作業所 新規入場者教育資料)



作業所

株式会社 森本組

はじめに

皆さんご苦労様です。この資料は ○○○○ 作業所でこれから工事に従事していただく皆さんに工事の概要と注意事項あるいは、決まりを知ってもらい、最後まで安全に工事を進めてもらうために作ってあります。慣れた作業かもしれませんが、作業場所が変われば作業環境も変わり、施工方法も違います。これまでの例をみても、新しく入場した人が不慣れなために入場当日や1週間以内にけがをするのが目立っています。決められた事項を守って無事故で元気に働いてください。

工事の目的

工事概要

- 1. 作業所名
- 2. 工事名
- 3. 工事場所
- 4. 工期
- 5. 発注者
- 6. 工事内容

6. 現場組織

役 職	名 前	連 絡 先
現場代理人		
監理技術者		
工事係		

安全衛生方針・品質・環境方針について

- 1. 年度安全スローガン

設備ヨシ 手順ヨシ 体調ヨシ すべてに優先 安全作業

- 2. 所長方針

- 2. 安全目標 品質目標 環境目標
 - ①
 - ②
 - ③
 - ④

当作業所は、ISO9001・14001・森本組COHSMS(建設業労働安全衛生マネジメントシステム)を適用しています。
当作業所では作業所安全目標、品質・環境目標を定めています。

安全施工サイクル

- 1.毎日

内 容		時 間	対象者
1) ラジオ体操、朝礼		～	全員
2) KY活動		～	全員
3) 統責者・安全当番 現場巡視		午前1回・午後1回	統責者・安全当番
4) 作業打ち合わせ		～	森本組職員及び協力会者職長
5) 標準作業サイクル 始業前点検		～	職長
作業開始		～	
午前の休憩		～	
昼食		～	
午後の休憩		～	
持場一斉片づけ		～	全員
終業		～	
作業終了報告(KY活動票提出)		作業終了後	職長

- 2.毎週

内 容		時 間	対象者
1) 一斉清掃(共用部分)	土曜日	～	全員
2) 週間工程打ち合わせ	水曜日	～	関係協力業者 職長全員
3) 安全を考える日	金曜日	～	

- 3.毎月

内 容		時 間	対象者
1) 安全大会	毎月1日	～	全員
2) 安全教育	第一土曜日	～	指名したもの
3) 安全衛生協議会	第四金曜日	～	関係協力業者 職長全員
4) 職長会・職長会パトロール	第四金曜日	～	関係協力業者 職長全員
5) 支店安全パトロール	随時	～	

現場ルール

- 1.朝礼・KY活動

- 1) 安全朝礼は8:00開始です。必ず全員参加すること。
- 2) KY活動を行い、チームで決めた行動目標を守ること。

- 2.保護具・服装

- 1) 保護帽、安全帯、安全靴等を正しく身につけること。切れこすれ災害防止のため、半そでは禁止。
- 2) 2m以上の作業では安全帯を使用すること。

- 3.車両規制

- 1) 入退場時間は原則 08:00～18:00 とする。
- 2) 現場全面はスクールゾーン(西向き一方通行)です。児童に注意して徐行すること。
- 3) 駐車場は、別紙の指定駐車場を使用すること。路上駐車をしないこと。
- 4) 工事用車両の入退場は誘導員の指示に従うこと。門扉は常時「閉」です。必ず締めること。
- 5) 車両から降りる場合は、キーを抜き、タイヤに歯止めをして逸走防止をすること。

- 4. 作業時

火気・喫煙

- 1) 喫煙は指定場所で行うこと。
- 2) 火気の使用時は消火器を必ず用意し、付近に設置すること。

安全設備

- 3) 安全設備は取り外さないこと。やむをえず一時的に取り外す場合は、職長または森本組職員の許可を得ること。

整理整頓

- 4) 整理・整頓・清潔・清掃・習慣を守り、安全通路を確保すること。

脚 立

- 5) 脚立は原則使用禁止。持ち込む場合は作業所長に届出ること。。

クレーン

- 6) クレーン使用時の3.3.3運動を実施すること。(① 玉掛3秒 確認ヨシ ② 地切は30センチ 静止ヨシ 合図は3m離れて ヨシ)
- 7) ワイヤロープは、使用前に必ず点検し、所定の色のカラーテープを巻くこと。

資 格

- 8) 資格の必要な作業は、有資格者が行うこと。資格者証等は携帯すること。

熱中症対策

- 9) 温度、湿度の高い日は、熱中症に注意し、適度な休憩と水分・塩分の補給を充分に行うこと。
- 10) 体調不良を感じたら、直ぐに職長または元請職員に報告すること。また、報告を受けた職長は直ぐに元請職員に報告すること。
- 11) 朝は朝食を食べ、帰宅後も深酒をせず、十分な睡眠を摂ること。

使用材料

- 12) 使用する材料に安全データシート(SDS)発行対象の材料(化学物質)がある場合、その危険性と注意事項を理解していること。もし知らない場合、職長は元請職員と打合をして、直ぐに材料(化学物質)の危険性と注意事項の教育を行うこと。

報 告

- 13) 労働災害や予定外作業が発生した時は、直ぐに職長に報告し、職長は元請職員に連絡・報告・相談して指示を受けること。

- 5. 環境

- 14) 廃棄物などは分別して、指定した場所に収集すること。 弁当ガラは各自自分で持ち帰り、処分すること。
- 15) 当作業所では、アイドリングストップ運動を行っているので、作業中止時や駐車中はエンジンを切ること。

送り出し教育実施報告書(1)

教育実施日		1次会社名	
教育実施者	所属会社	所属会社名	
	職 名	所属会社代表者名 (印)	
	氏 名	請負系列	
送り出し教育実施事項(実施事項にチェック)			
チェック欄	教育内容	チェック欄	教育内容
	当該工事にかかる自社及び系列の協力会社の施工体制	作業計画の周知	
	自社の工事内容・工期		車両系建設機械
	関係作業員の役割分担、配置		コンクリートポンプ車
	当該工事にかかる自社の安全衛生管理計画書		クレーン・移動式クレーン
	当該工事で使用するSDS※ ¹ 発行対象の材料(化学物質)の危険性とその対策 ※SDS発行対象の材料(化学物質)を使用しない場合は除く		高所作業車
	森本組の当該作業所から提供された「送り出し教育用資料」の周知		車両系荷役運搬機械
	作業手順書の周知(作業手順書の名称を記載)※ ²	特記事項	
		※ ¹ : SDSとは安全データシートのこと	
		※ ² : 自社の作業手順書を追記すること	

私は上記内容の送り出し教育を受けました。
安全衛生管理のため、この書面を必要に応じて官公庁等に提出することに同意します。

送り出し教育修了者(自筆サインをすること)

送り出し教育実施報告書(2)										新規入場者個人票			
新規入場日					作業所名		株式会社森本組			作業所			
所属会社		(次)			一次会社								
ふりがな		性別		職 種		経験年数		生 年 月 日		血液型		年 齢	
氏 名 (自筆)		男・女				年		S・H		年 月 日		才	
現住所						電 話							
						携帯電話							
緊急時連絡先		住 所				電 話							
						携帯電話							
		氏 名				続 柄		妻・父・母・兄弟姉妹・その他()					
雇用形態		・あなたは事業主、又は一人親方ですか？ ☐ いいえ ☐ はい →(☐ 事業主 ☐ 一人親方) 「はい」とお答えの方は、労災保険の特別加入をしていますか？ ※ 加入している場合は、特別加入を証明する書類のコピーを添付すること。 ☐ 加入している ☐ 加入していない ※ 加入していない場合は、政府労災保険は適用されません。											
雇用状況		・雇用主から雇用契約書の交付を受けていますか？ ☐ 有り ・ ☐ 無し											
		・雇用主から賃金の未払いや遅払いがありますか？ ☐ 有り ・ ☐ 無し											
健康診断		☐ 受けた 受診日： 血 圧 最高： 最低： ☐ 受けてない 受診予定日 (年 月 日)											
特殊健康診断		平成 年 月 ①じん肺、②石綿、③振動病、③有機溶剤、④その他()											
既往症		・あなたは既往症又は現在治療中の病気が有りますか？ ☐ ない ・ ☐ ある・・・高血圧・低血圧・狭心症・糖尿病・難聴・むち打ち症・腰痛・てんかん・その他() ・あなたに既往症がある場合、制限なく作業ができますか？ ☐ できる ・ ☐ できない											
使用材料について		・あなたが使用する材料で、安全データシート(SDS)発行対象の材料(化学物質)が有りますか？ ☐ ある ・ ☐ ない ・上記で『ある』の場合、その材料の危険性と注意事項の教育を受け、知っていますか？ ☐ 知っている ・ ☐ 知らない ※『知らない』場合 教育日： 年 月 日 教育者：											
労働災害発生時		・元請職員に報告する事。 ☐ はい ・ ☐ いいえ											
免許・技能講習・特別教育 (保有資格等に○を付ける。資格者証のコピーを添付する。)													
職 長 ・ 安 推 者		作 業 主 任 者 (技能講習)		技 能 講 習				特 別 教 育					
1. 職長教育修了者		7. コンクリート造工作物解体等作業主任者		8. フォークリフト運転者(1t以上)				15. 特定粉じん作業					
2. 職長・安全衛生責任者教育修了者		8. コンクリート破砕器作業主任者		9. 高所作業車(10m.以上)				16. アーク溶接作業					
3. 同リスクアセスメント教育修了者		9. ずい道等の掘削作業主任者		10. 不整地運搬車(1t以上)				17. 研削砥石取替え試運転業務					
4. 安全衛生推進者		10. ずい道等の覆工作業主任者		11. その他()				18. ボーリングマシンの運転					
免 許		11. 酸素欠乏危険作業主任者(第一種)						19. 特定粉じん作業					
1. クレーン・デリック運転士(5t以上)		12. 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者(第二種)		特 別 教 育				20. ずい道坑内作業					
2. 移動式クレーン(5t以上)		13. はい作業主任者		1. クレーン運転(5t未満)				21. 酸素欠乏危険作業					
3. 発破技士		14. 有機溶剤作業主任者		2. 移動式クレーン運転(1t未満)				22. フォークリフト運転者(1t未満)					
4. 火薬類取扱保安責任者(甲・乙)		15. 特定化学物質等作業主任者		3. 玉掛作業(1t未満)				23. 石綿使用建築物等解体作業					
5. 危険物取扱者(甲・乙・丙)		16. 石綿作業主任者		4. 車輛系建設機械3t未満(整地・運搬)				24. 電気取扱(低圧・高圧)					
6. 潜水		17. 木材加工用機械作業主任者		5. 車輛系建設機械3t未満(基礎工専用)				25. 巻き上げ機(ウインチ)の運転					
7. 電気工事士(第一種・第二種)		18. その他()		6. 車輛系建設機械3t未満(解体用)				26. 足場の組立て等作業従事者					
8. その他()		技 能 講 習		7. 車輛系建設機械(杭打機の作業装置)				27. ロープ高所作業従事者					
作 業 主 任 者 (技能講習)		1. 床上操作式クレーン運転(5t以上)		8. 車輛系建設機械(締固め用・ローラー)				28. その他()					
1. 地山掘削作業主任者		2. 小型移動式クレーン運転(1t以上5t未満)		9. コンクリートポンプ車の作業装置の操作									
2. 土止支保工作業主任者		3. 玉掛作業(1t以上)		10. 床上操作式クレーン運転(5t未満)									
3. 型枠支保工組立等作業主任者		4. ガス溶接		11. 高所作業車の運転(10m.未満)									
4. 足場組立等作業主任者		5. 車輛系建設機械3t以上(整地・運搬)		12. 不整地運搬車(1t未満)									
5. 鉄骨組立等作業主任者		6. 車輛系建設機械3t以上(基礎工専用)		13. ゴンドラの操作									
6. 木造建築物組立等作業主任者		7. 車輛系建設機械3t以上(解体用)		14. 建設用リフトの運転									
上記、記載内容に相違ありません。 平成 年 月 日													
所属会社 氏名(自筆)													
入場当日の血圧測定		統括安全衛生責任者		元方安全衛生管理者		担当職員		送り出し教育実施者(一次または雇用主)					
		最高 最低						氏名 印					

適正配置通知書

(協力会社提出書類に添付すること)

安全衛生責任者（自社の職長宛）

年 月 日現在

_____ 殿

会 社 名 (次) _____

事 業 主 名 _____ 印

(1 次会社名 _____)

森本組 作業所 における工事従事者の適正配置を要するものを交付します。

健康管理上の要管理者

〔 作業員の作業内容を医師に十分説明し、判断を仰ぎ決定する。
なお、予め労働者との話し合いで了承を得るように努める。 〕

氏 名	年齢	作業配置上 考慮すべき作業	疾患名	備 考
				別紙「血圧異常者のガイドライン」を参照すること。
				熱中症に配慮すべき疾患 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経系の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦以前に熱中症にり患した者
				作業配置上配慮すべき作業 ①高所作業 ②単独作業 ③建設機械の運転 ④深夜業務 ⑤重量物の取扱い ⑥熱中症の 発症が懸念される作業 ⑦その他

注）プライバシーの保護のため、鍵のかかるロッカーに保管すること。

高齢者の安全確保（60歳以上）

氏 名	年齢	作業内容	備 考
			※健康状態を特別に観察する。 ・作業員の心身的な条件も加味して墜落・転落の恐れのある高所作業・高圧気作業及び重筋肉労働はさけて、適正に配置する。
			・特に、聴力・視力・運動能力に衰え等の問題が懸念される場合は、左欄に必ず記載し、就業を制限すること。

●健康診断更新時、60才到達時及び新規入場者があった場合は、その都度見直し交付する。

女性・年少者の就業制限

氏 名	年齢・性別	作業内容	備 考
			※女性・年少者には、法令に定められた種々の就業制限があるので、確実に遵守させること。

●就業制限は、「別紙-1 女性・年少者の就業制限一覧表」を参照のこと。

女性・年少者の就業制限一覧表（抜粋）

区分	就 業 制 限 を 受 け る 業 務				妊婦	産婦	その他の 女 性	満18歳 未満の者	関 係 法 令 条 文																											
重 量 物	<table><tr><th colspan="2" rowspan="2">年 令 及 び 性</th><th colspan="2">重 量 (単 位 キ ロ グ ラ ム)</th></tr><tr><th>断続作業 の 場 合</th><th>継続作業 の 場 合</th></tr><tr><td rowspan="2">満16歳未満</td><td>女</td><td>12以上</td><td>8以上</td></tr><tr><td>男</td><td>15 "</td><td>10 "</td></tr><tr><td rowspan="2">満16歳以上</td><td>女</td><td>25 "</td><td>15 "</td></tr><tr><td>男</td><td>30 "</td><td>20 "</td></tr><tr><td rowspan="2">満18歳未満</td><td>男</td><td>30 "</td><td>20 "</td></tr><tr><td>女</td><td>30 "</td><td>20 "</td></tr></table>				年 令 及 び 性		重 量 (単 位 キ ロ グ ラ ム)		断続作業 の 場 合	継続作業 の 場 合	満16歳未満	女	12以上	8以上	男	15 "	10 "	満16歳以上	女	25 "	15 "	男	30 "	20 "	満18歳未満	男	30 "	20 "	女	30 "	20 "	×	×	×	×	労基法62 " 64の5 女性則2、3 年少則7、8 (注)産婦とは 産後1年以内の 女性 ×…女性又は 18歳未満の者を 就かせてはならない 業務 △…本人が申し出た場合 就かせてはならない 業務 ○…女性を就かせても さしつかえない業務 一…条文がないもの
	年 令 及 び 性		重 量 (単 位 キ ロ グ ラ ム)																																	
			断続作業 の 場 合	継続作業 の 場 合																																
	満16歳未満	女	12以上	8以上																																
		男	15 "	10 "																																
	満16歳以上	女	25 "	15 "																																
男		30 "	20 "																																	
満18歳未満	男	30 "	20 "																																	
	女	30 "	20 "																																	
足 場 ・ 高 所	足場の組立・解体、変更の作業 (但し、地上または床上の補助作業を除く)				×	△	○	×																												
	高さ5m以上の墜落危険箇所での作業				×	○	○	×																												
重 機 ・ 車 両 の 運 転	作業用エレベーター(人荷共)の運転(積載能力2t以上)、 コンクリート用エレベータの運転(高さ15m以上のもの)				—	—	—	×																												
	クレーン、デリック(女性は5t以上) または揚貨装置の運転(女性は5t以上)				×	△	○	×																												
	動力巻上機・運搬機・索道の運転				—	—	—	×																												
	クレーン、デリックまたは揚貨装置の玉掛けの業務 (2人以上で行う補助作業を除く)				×	△	○	×																												
	動力による建設用機械類の運転				×	△	○	×																												
	動力軌条車、バス、2t以上のトラックの運転				—	—	—	×																												
電 気	直流750V交流300Vを超える電圧の充電電路、 またはその支持物の点検、修理、操作				—	—	—	×																												
掘 削	土砂崩壊危険箇所での作業 または深さ5m以上の地穴における業務				×	○	○	×																												
機 械 類	運転中の原動機または原動機から中間軸までの動力伝導 装置の掃除、給油、検査、修理またはベルトの掛換え				×	△	○	×																												
	直径25cm以上の丸のご盛またはのご車の直径75cm以上の帯のご 盛に木材を送給する業務				×	△	○	×																												
そ の 他	異常気圧下での業務				×	△	○	×																												
	危険物の製造取扱い(爆発、発火、引火のおそれのあるもの)				—	—	—	×																												
	土石等のじん埃または粉末を著しく飛散する場所での業務				—	—	—	×																												
	強烈な騒音を発する場所での業務				—	—	—	×																												

血圧異常者に対するガイドライン

血圧異常者の就労に伴う業務上災害の惹起を防止するため、判定の目安を設けたので、参考にし、配置転換等の措置をとること。

①高血圧

	血 圧 値	措 置
高 血 圧	最高血圧170以上 最低血圧100以上	入場禁止
	最高血圧165以上170未満 最低血圧95以上100未満	高所作業等禁止
	最高血圧150以上165未満 最低血圧90以上95未満	自覚症状有り …… 軽作業・要治療 自覚症状無し …… 高所作業等可

※ 高血圧は最高血圧又は最低血圧のどちらか一方が上記以上であれば該当する。

②低血圧

	血圧値および 脈圧値（最高血圧―最低血圧）	措 置
低 血 圧	最高血圧90以下 かつ脈圧30未満	入場禁止
	最高血圧90以下 かつ脈圧40未満	高所作業等禁止 自覚症状無し …… 軽作業可
	最高血圧90以下 かつ脈圧40以上	自覚症状無し …… 高所作業等可
	最高血圧80以下	高所作業等禁止 …… 要治療 主治医の指示のもとに適正配置

- ※ (1) 低血圧は測定不能の場合があるので注意のこと
 (2) 高所作業等には重作業及び気圧差・温度差の激しい作業を含む
 (3) 不眠・めまい・頭痛・手足のしびれ等の自覚症状は調査のこと

森本組店社労働安全衛生業務規程より、抜粋